

令和4年9月5日

各自治会組長様
各自治会連絡員様

比和支所長
(総務室)

行政文書の配布について(依頼)

このことについて、下記のとおり各戸配布及び回覧していただきますようお願い申し上げます。※ 回覧文書はひとまとめに續じてあります。

【酉記布物】

| NO | 題名等 | 配布方法 |
|----|--|------|
| 1 | 【西城・比和】高齢者冬季安心住宅の入居者募集について | 回覧 |
| 2 | 【高野】高齢者生活福祉センターの冬季入居者募集について | 回覧 |
| 3 | 環境しょうばら | 回覧 |
| 4 | 水道の広域連携について | 回覧 |
| 5 | 令和5年度庄原市コミュニティ推進事業の募集について | 回覧 |
| 6 | 田園文化センターだより | 回覧 |
| 7 | 行政相談について | 回覧 |
| 8 | 令和4年度庄原市男女共同参画セミナー [第2回人権啓発セミナー]の開催について | 回覧 |
| 9 | 農業委員会だより | 回覧 |
| 10 | 農業委員会だより「恵みの大地」夏号 | 回覧 |
| 11 | 秋の交通安全運動 | 回覧 |
| 12 | 交通ひろしま 秋号 | 回覧 |

| | | |
|----|-------------------|----|
| 13 | 道路斜面の安定度調査について | 回覧 |
| 14 | 広報しょうばら 9月号 | 各戸 |
| 15 | 広報ひわだより | 各戸 |
| 16 | ブナの森通信 251号 | 各戸 |
| 17 | 地域マネージャーだより No.80 | 各戸 |

その他：枚数不足等お気づきの場合は、比和支所総務室までご連絡ください。

〒727-0301
庄原市比和町比和 1119-1
比和支所総務室
TEL：(0824) 85-2111
FAX：(0824) 85-3006

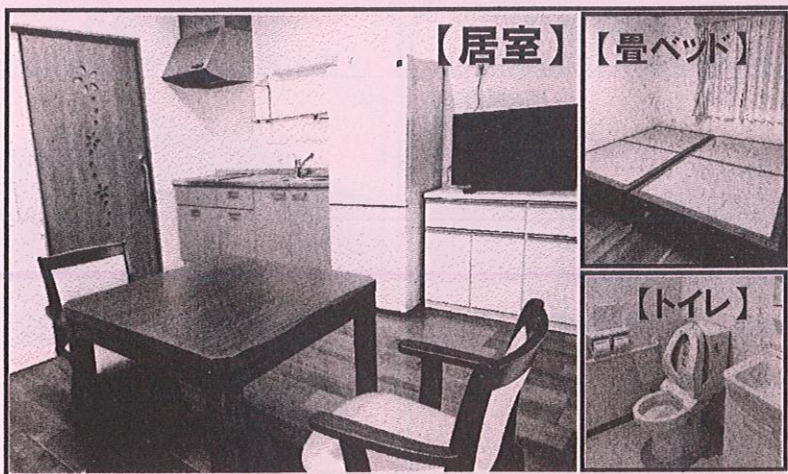
比和高齢者冬期安心住宅の 入居者を募集します！



回覧

降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、比和地域に「高齢者冬期安心住宅」を設置しています。
入居を希望される方は、次のとおり応募してください。

1 募集する住宅の概要【所在地：庄原市比和町比和535番地1】



比和高齢者冬期安心住宅 (洋間1~3)
【1室当たりの月額使用料】10,000円

1室当たりの部屋の広さ

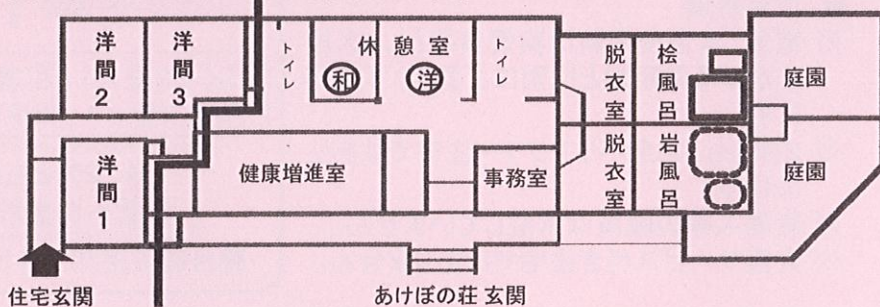
- 洋間1…29.33㎡ (約18畳)
- 洋間2…27.08㎡ (約17畳)
- 洋間3…29.78㎡ (約18畳)

- 備え付け備品等(3室共通)
エアコン・冷蔵庫・こたつテーブルセット・電子レンジ・食器棚・テレビ・畳ベッド2台・トイレ・洗面台・IHコンロ付き流し台

■ 注意事項

- ※ 電気、水道使用料は実費負担とし、入居にかかる使用料とは別にご負担いただきます。
- ※ 各室に浴室はありません。隣接の「あけぼの荘」の温泉をご利用ください(有料)。
- ※ 洗濯は、共用洗濯機がご利用できます。
- ※ 管理人等の職員は常駐していません。
- ※ 介護サービス付き住宅ではありません。

比和高齢者冬期安心住宅 (3室) ← → 比和温泉施設「あけぼの荘」



2 入居可能期間

令和4年11月1日(火)～令和5年3月31日(金)

3 入居人員

1室につき1世帯

4 入居要件

- (1) 市内に住所を有する方 (2) 65歳以上の方 (同居人を含む。)
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方

■11月1日(火)に、確実に入居できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。
※申請書は、庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室 又は 市民生活室にあります。また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先

庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室 又は 市民生活室

7 募集期間

令和4年9月30日(金)まで(必着)

8 入居決定基準

入居希望者が募集を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。
【優先1】比和地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。
【優先2】比和地域内に居住する方で入居希望者がいない場合は、比和地域以外に居住する方。
※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望される方は、事前に施設の見学をお願いします。比和支所 地域振興室 市民生活係までご連絡ください。(ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)

【お問い合わせ先】 庄原市役所 比和支所 地域振興室 市民生活係 電話:0824-85-3001(FAX:0824-85-3006)
生活福祉部 高齢者福祉課(本庁1階) 電話:0824-73-1143(FAX:0824-75-0245)
e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

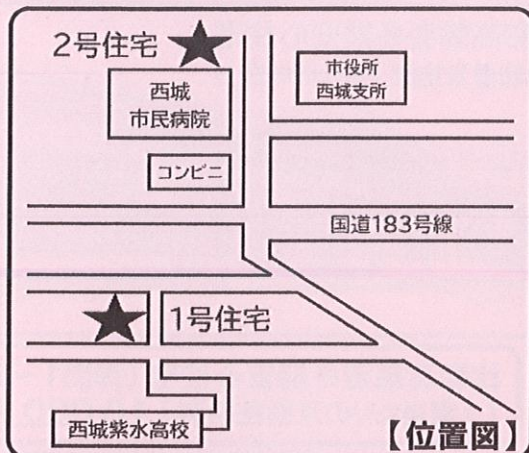
西城高齢者冬期安心住宅の 入居者を募集します！



降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、西城地域に「高齢者冬期安心住宅」を設置しています。

入居を希望される方は、次のとおり応募してください。

1 募集する住宅の概要



- 備え付け備品等(2棟共通)
エアコン・冷蔵庫・食卓セット・食器棚・電子レンジ・洗濯機・テレビ・こたつ・ベット・暖房器具ほか

■ 注意事項

- ※ 電気、水道使用料は実費負担とし、入居にかかる使用料とは別にご負担いただきます。
- ※ 2棟とも、完全バリアフリー住宅ではありません。
- ※ 管理人等の職員は常駐していません。
- ※ 介護サービス付き住宅ではありません。

【1号住宅】
庄原市西城町入江98番地12

DK 12畳×1、和室 6畳×2
洋室 6畳×1、車庫あり

【2号住宅】
庄原市西城町中野1339番地

DK 8畳×1、和室 6畳×2
納戸 6畳×1

1号、2号とも浴室は、追い焚き・保温はできません。
浴槽への湯貯めと、シャワーの使用のみとなります。

■月額使用料：15,000円

■月額使用料：10,000円

2 入居可能期間

令和4年11月1日(火)～令和5年3月31日(金)

3 入居人員

1棟につき1世帯

4 入居要件

- (1)市内に住所を有する方 (2)65歳以上の方(同居人を含む。)
(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方

■11月1日(火)に、確実に入居できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。
※申請書は、庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室 又は 市民生活室にあります。また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先

庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室 又は 市民生活室

7 募集期間

令和4年9月30日(金)まで(必着)

8 入居決定基準

入居希望者が募集を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。
【優先1】西城地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。
【優先2】西城地域内に居住する方で入居希望者がいない場合は、西城地域以外に居住する方。

※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望される方は、事前に施設の見学をお願いします。西城支所 地域振興室(しあわせ館)までご連絡ください。(ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)

【お問い合わせ先】 庄原市役所 西城支所 地域振興室(しあわせ館)電話:0824-82-2202(FAX:0824-82-2223)
生活福祉部 高齢者福祉課(本庁1階)電話:0824-73-1143(FAX:0824-75-0245)
e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

地域の皆様へ

広島県北部建設事務所長
(庄原支所)

道路斜面の安定度調査について(お知らせ)

県土木行政の推進については、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県では、管理する道路沿いの斜面上部において、落石や土石流の危険性などの現地調査を県内全域で進めています。

現地調査に当たっては、民有地へ立ち入ることが想定されます。その必要がある場合には、道路法第66条に基づき、点検技術者が同条第5項に規定された身分を示す証票を携帯して調査を実施します。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願い致します。

- 1 調査期間 令和4年10月上旬～令和5年3月下旬までの期間を予定しています。
- 2 調査会社 (株)セトウチ 備北営業所
電話 0824-72-8333
- 3 調査路線 一般県道比婆山公園森脇線
- 4 身分証明書 今回の作業に関する作業員は、次の様式身分証明書を携帯しておりますので、御不審な点がありましたら作業員に提示をお求めください。

(裏)

道路法抜すい
第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

(表)

| | |
|---|-------|
| 第 号 | 身分証明書 |
| 所属 | 職名 |
| 氏名 | 年齢 |
| 右は、道路法第六十六条第一項の規定により道路に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 | |
| 交付年月日 | |
| 有効期間 | |
| 道路管理者 | 印 |

様式第六(第五条関係)

<問い合わせ先>

土木課維持第一係

担当者:佐古田,小森

TEL:0824-72-2015

Mail: djnsdoboku@pref.hiroshima.lg.jp

令和4年秋の全国交通安全運動の実施について

「令和4年9月21日(水)から9月30日(金)までの10日間」

スローガン ゆるさない ハンドル・スマホの 二刀流
運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
学校、幼稚園、公園等の付近や通学路の標識のあるところでは、子供が飛び出してくる危険性が高いので、特に注意して走行しましょう。
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行しましょう。
- 自転車の交通ルール遵守の徹底
信号遵守、自転車横断帯の利用、交差点における安全確認・一時停止等、交通事故を防止するための基本的事項を守り、事故を起こさない・事故に遭わないようにしましょう。



広島県人は、放つとけん人。「地域の子どもは、放つとけん！」暗い夜道は、放つとけん！」

お世話になりました!!

突然ではありますが、9月1日付けをもって、廿日市警察署へ異動となりました。在任期間中は、温かいご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

新型コロナの影響で、思うような活動ができない中、吾妻山の山開き、丘陵公園での比和牛供養田植、比和川でのヤマメ釣りなど、貴重な経験・体験をさせていただきました。心より感謝しております。後任につきましても引き続きご支援ご協力をお願い致します。

ありがとうございました。

警察官かたりの詐欺電話に注意して下さい!!

7月に庄原市内で警察官をかたる手口の特殊詐欺被害の発生がありました。

警察官が自宅に電話をかけて現金を回収することは絶対にありません。

電話でお金のお話が出れば詐欺を疑って下さい。

また、電話でお金のお話ができれば、1人で判断せず、家族や警察官等誰かにすぐに相談して下さい。



管内の事件・事故発生状況

☆YouTubeアカウント☆
広島県警察【公式チャンネル】を見てね!

| 区分 | | 7月末現在 | 前年同期比 |
|--------|---------|------------|---------------|
| 事 件 | 刑 窃盗犯 | 21件 | +13件 |
| | 法 その他 | 23件 | -4件 |
| | 犯 合計 | 44件 | +9件 |
| | 特殊詐欺 | 1件 78万円 | -1件 -322万円 |
| 事 故 | 人身事故 件数 | 9件 | -4件 |
| | 死者 | 1人 | -2人 |
| | 負傷者 | 8人 | -3人 |
| | 物損事故 | 423件 | +3件 |

交通機動隊の白バイや高速隊パトカーの運転訓練の様子を配信しています。

運転手目線の動画があり、臨場感があります！
普段見ることのできない、訓練風景を見てみませんか？

県警YouTubeにて
動画配信中
撮れ撮れ!! REC
YouTube検索 広島県警察

犯罪情報官 速報

～あなたの自転車も盗まれるかも！？～

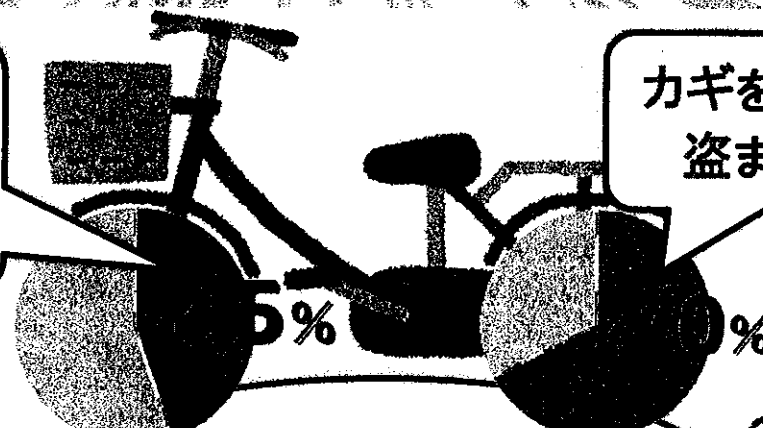
絶対！カギかけ！

!! 自転車盗の被害台数(県内, 6月末) !!

※盗まれた人の約50%が学生

2か月だけで
(5～6月)
486台!

カギをかけずに
盗まれた人



ちょっと待って!!
ちゃんとカギはかけた??

あなたの大切な自転車を守るために...

★ 自転車を止める時は、**自宅**でも、

わずかな時間でも、**必ずカギ**をかけましょう!

「減らそう犯罪」第5期
ひろしまアクション・プラン

令和3(2021)年～令和7(2025)年



住む人 来る人 誰もが

日本一の安全安心を実感できる広島県の実現



- 不安に感じる犯罪の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 特殊詐欺被害の抑止
- インターネット利用犯罪被害の防止

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。

—比和自治振興区— ブナの森通信

〒727-0301
庄原市比和町比和 1119-1
TEL.0824-85-2600
E-mail hiwa.jichi@gmail.com
ホームページ フェイスブック インスタグラム



第251号 令和4年9月5日発行



ひわの藍で染物体験

8月21日(日)、比和ハーブメイトさんと一緒に生葉の藍で染物体験を行いました。

茎から葉っぱだけを取り、少量の水と葉っぱをミキサーで細かく碎きます。搾り液にシルクの布を浸して染めていきます。染まった布を搾り、そのあと布を広げて空気媒染します。染まりが薄ければ、染め液に浸ける時間を伸ばします。最後は水道水でしっかり流し、軽く絞って乾かします。

布によって 青に染まったり、緑に染まったりします。まったく同じものがない自分だけのオリジナルの染め物の出来上がりです。



「暑いね」あるある byきみみ



宮島水族館から ペンギンがやってきた!

8月21日(日)、博物館公開講座 夏休み特別企画で宮島水族館からペンギンがやってくる! が行われました。

今年はオスとメス、2羽のカップルペンギンがやってきました。

参加者はペンギンと一緒に記念写真を撮りました。



昆虫採集・標本づくり教室 ～目指せ昆虫博士！

8月26日(金)、昆虫採集・標本づくり教室の2回目を行いました。

今回は前回採集した虫の名前をつける作業です。例えばトンボにしても正確な学名をつけるとなると、細かい違いで違う種類のトンボであることがよくあります。ルーペでしっかり観察し、図鑑で確認し先生方に見てもらって初めて自分が採って来た虫に名前が付き標本になります。子どもも大人も頑張って作業しました。



なみか 使ってもらえる！5000ポイント大作戦

期間中9/1(木)～10/31(月)までに なみかカードを提示してお買い物をしたら5000ポイント進呈されます。今まで使ってなかった方もこれを機会になみかカードでお買い物してみたいはかがですか。

平日9時から17時まで比和自治振興センターで、お金をチャージできます。1万円チャージすると100ポイント付与します。比和自治振興区が行う事業に参加すると1日1回 10ポイント付与します。町内在住で博物館に入館した人、図書館で本を借りた人も10ポイント付与します。



天坪含黄月風嶺監日ア翌所尾風影振
 魚赤暑往殊時冬嶺嵐餘赤巖徳呂鞆陽
 扇麟鉦雨露結露霜金生露氷王也思周
 鮮河嶽嶺茶糟羽物致所火麻鳥鳳九皇
 館彩文周ラ朋々榮陸社讓園 美波云

比和谷の谷口直美さんが第10回
 新県美展(第74回広島県美術展)
 の書系 漢字で入選されました。
 おめでとうございます！

役員会の協議事項 7/20

- ◎総務部より 災害の備え出前講座を検討中
- ◎生涯学習部より 10/16(日)9時30分から
 かさべるででグラウンドゴルフ大会
- ◎地域活性化部より
- ◎あけぼの荘管理委託事業について
- ◎比和自治振興センター修繕及び備品等の購入希望について
- ◎来年度の自治振興区活動促進補助金申請について等

☆放課後子供教室は9月8・15・22・29日(木)です。
 ☆子ども書道教室は9月15日(木)です。

9月の行事予定

(自治振興センター内)

※予定は変更することがあります

- 9/7(水) 定例民協
- 9/7・21(水) 大人の書道教室
- 9/8・15・22・29(木) 3B 体操
- 9/8(木) 幸友会(大正琴)
- 9/10・17・24(土) やまぼうしの会

- 9/13(火) ノルディックウォーキングの会
- 9/13(火) あんしんづくり会議/R・R・HIWA
- 9/16(金) 比和自治振興区役員会
- 9/23(金) 博物館見学昼食会場
- 9/28(水) つきいちヨガ

比和町内の行事

9/25(日) 比和小学校運動会



8月17日(水) 夏休み工作 万年カレンダー

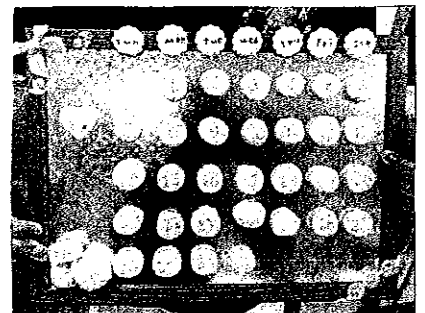
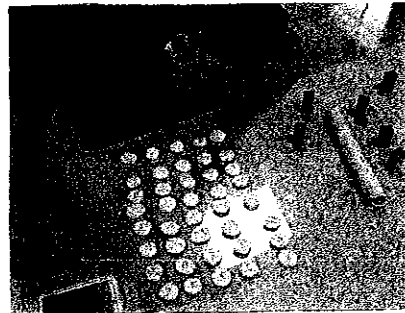
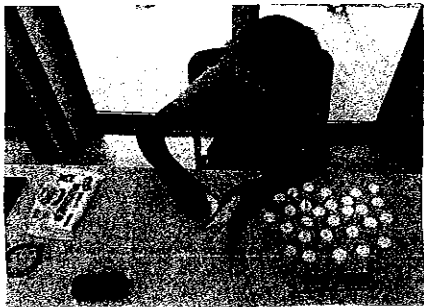
夏休み工作 第2弾は、万年カレンダーでした。

写真フレーム・紙粘土・磁石を使用して作りましたよ♪

紙粘土を丸めて潰したりクッキーの型を使って日付け(31こ)月(12こ)

曜日(7こ)を作り直接書き込んだりスタンプを1つ1つ押したり...

細かい作業に「あー!失敗したー!!」と集中力が切れそうになりましたが頑張り作ったカレンダーはオシャレで可愛い仕上がりでした!



8月30日(火) 健康寿命向上セミナー ~「運動機能向上+オーラルフレイル」教室
介護につながるような心身の衰弱を「フレイル」といい、口腔機能の低下(オーラルフレイル)は全身のフレイルを引き起こす原因になりやすいことから、はじめに土居保健師さんのオーラルフレイル(口腔機能低下)についてお話を聞きました。「噛む力」の衰えから栄養不足になったり、脳への刺激や血流量が減ったりすることで認知症の発症・進行するリスクが高くなる可能性があるそうです。

口の中を清潔に保ち(歯磨き・歯科検診)口腔体操(口や舌の運動)それからよく噛んで食事を摂る事を心がけ健康寿命をのばしましょう!

次に講師の矢吹 祐次さんに、日常生活を送る上で必要な歩くをテーマにストレッチを教わりました♪

今回は、参加者も少なく質問タイムの時間がたくさんあったので「あくみをどうにかしたい」「あぐらができない」「歩くスピードが遅くなった」などの質問に対して効果のあるストレッチも教えてもらいました。